

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成27年1月19日(月) 午後3時から午後5時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

### 参加者等

司会者 多和田 隆 史(さいたま地方裁判所第1刑事部部総括判事)  
裁判官 横 山 泰 造(さいたま地方裁判所第1刑事部判事)  
検察官 庄 野 領 一(さいたま地方検察庁公判部・検察官)  
弁護士 木 村 壯(埼玉弁護士会所属)

(編集者注:裁判員経験者1番は、当日欠席のため欠番とした。)

裁判員経験者2番 80代 男性(以下「2番」と略記)  
裁判員経験者3番 40代 男性(以下「3番」と略記)  
裁判員経験者4番 50代 男性(以下「4番」と略記)  
裁判員経験者5番 20代 男性(以下「5番」と略記)  
裁判員経験者6番 40代 男性(以下「6番」と略記)  
裁判員経験者7番 60代 女性(以下「7番」と略記)  
裁判員経験者8番 60代 女性(以下「8番」と略記)

### 議事要旨

別紙のとおり

司会者

今日の意見交換会のテーマは、1つは法廷での審理の在り方、もう一つは評議の在り方と、この2つのテーマを中心にして意見を交換したいと思います。その前に、まず皆様が裁判員を務められて、どういう感想を持たれたのかといった辺りを1人ずつお聞きしたいと思います。まず、2番さんどうでしょうか。

2番

5年前に最高裁判所から通知が来まして、それで期待していて、興味津々なものですから、ぜひやりたいなと思っていましたが、その後、通知がありませんでした。去年、また最高裁判所から通知があり、呼び出しが来まして、長い人生経験を生かして役立てたいなと思いました。やってみて、もう緊張はするんですけど、貴重な体験をさせていただき、非常に楽しくやれました。評議の時間帯は真剣に過ごさせていただきました。他の人にも非常にいいから、連絡あったら行くんだよなんていう話を常にしております。

司会者

ありがとうございました。次に、3番の方。

3番

選ばれるというか、初め来たときは嫌だなんて思ったんですけども、終わってみたら、いい経験したなと、そう思いました。周りには誰も裁判員になったという経験者がなくて、どうしていいもんだか分かんなかったんですけども、いい経験をさせていただきました。

司会者

ありがとうございました。次に、4番の方。

4番

私も最初ここへ抽せんのかのときに来て、結構な人数おられたんで、まさか当たらないだろうという感想で座ってしまっていて、それで選ばれて、なかなかできない経験だと思いましたし、人生においていい経験になったと思います。自分で納得もで

きましたし、分かりやすい裁判が一応できたなど、そんなふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。次に、5番の方。

5番

テレビドラマで裁判系のものをやっていて、興味をずっと持っていたので、やりたいなと思っていました。休みが確保しづらいということがあったのですが、とてもいい経験になったと思っています。職場の上司から、終わった後、僕の行動や、発言がとても増えたということで、やってよかったのではないかとされています。

司会者

ありがとうございます。6番の方。

6番

私も、ここに初め集まった時、抽せん前には、ここまで来たら、珍しいといえますか、余りない体験ですので、やってみたいと思うのも反面、やっぱり仕事のほうでどうしても休みをとらなければいけないというので、大変だなという思いもありましたが、選ばれてよかったと思います。すごくいい体験で、まだ裁判員を体験していない方も参加したほうがいろいろ見識が広がるのではないかなというふうに感じております。

司会者

次に、7番さん。

7番

最初は不安でいっぱいだったんですけども、裁判官さんからいろいろと詳しく教えていただいて、不安はなくなりました。いい経験をさせていただいたと思っております。

司会者

それでは、8番さん。

8番

戸惑いはあったんですが、皆さんと裁判, 評議を御一緒に体験させていただいて、とてもいい経験だと思いました。友人たちに、経験するのは大変いいことだから、進んで受けるようになさったほうがいいですよという話をしました。

司会者

ありがとうございました。テーマに入りたいと思います。1番目のテーマというのは、法廷での審理の在り方ということで、まず冒頭陳述についてお聞きしたいと思います。審理の最初のほうで検察官と弁護人がそれぞれ事件のあらましなどについて話をする冒頭陳述という手続があったと思います。ここでその事件の争点であるとか、あるいは量刑上の判断ポイントとか、そういったものも示されるわけですが、皆さんそれをお聞きになって、この事件の争点は何なのか、量刑上考慮するようなポイントは何かというようなことはお分かりになったでしょうか。すつと頭に入ったとか、あるいはちょっと分かりにくかったとか、その辺りのところで御意見があれば、お伺いしたいと思います。

2番

私のは、争点は、もうはっきりしていまして、聞いていても分かりやすかったんですよね。争点は、殺意があったのか、なかったのかとか、簡潔に示していただきました。

司会者

2番さんと同じ事件を担当された3番さんはいかがでしたか。検察官、弁護人の冒頭陳述を聞いただけで、この事件の判断ポイントというのはどこなのかということとは、分かりましたか。

3番

分かるようになりました。最初は、何を言っているのか、ちょっと経験がなかったもので、何を言っているのか分かんなかったんですけども、聞いているうちに、ああ、そういう内容で、こういうことを裁判するんだというのを分かるようになりました。

司会者

6番さん、どうぞ。

6番

初めの説明のときに、双方レジюмеといえますか、争点をまとめた資料を配っていただいて、我々も目を通すことができたんですけども、検察側の資料、非常にきれいにまとまっております、分かりやすかった。それだけ見れば分かるんじゃないかというぐらい分かりやすかったんですけども、それに対して弁護側が用意してくださった資料がちょっと分かりにくい。弁護側のほうが非常に悪かったというわけではなく、検察側の出来が非常によかったです。そういうまとめ方みたいなものは、多分、単純にテクニックの問題だと思いますので、そういうところは情報共有していただいて、裁判員のほうにも分かりやすいような資料を提示していただければと感じました。逆にそれを朗読するときは、検察側のほうは聞こえにくく、その辺を改善したらいいのではないかなと感じました。

司会者

法廷での検察官、弁護人の話を聞いただけで、ああ、この事件はこういう争点なんだとお分かりになったということですか。

6番

その質問に対する答えは、なかなかイエスかノーでは言いにくいところはあるんですけども、最終的にはよく理解はできたんですけども、もし仮にそのレジюмеもなく、言葉だけで聞いたら、それが本当に分かったかどうかというのはまた別の問題だと思うんです。両方組み合わせさせて、非常によく分かったというところもあるので、そこも含めて、よく分かったかということでしたら、それはイエスだと思います。

司会者

4番さん、いかがでしょう。

4番

一番最初の検察と弁護のほうのお話ですか、分かるか分かんないかと言われたら、よく分かりました。ただ、それが最初のほうで分かったかという、ううん、ちょっとどうかなという感じですね。

司会者

冒頭陳述が終わって、一旦休廷した際に争点についての説明は裁判官からあったんでしょうか。

4番

その辺は、裁判官から、まとめていただいて、分かりやすくまたお聞きしました。それで、逆によく分かったような気がします。

司会者

公訴事実自体は争いがなくて、これは争点は量刑ですと、その量刑について、こういう点に着目して判断してくださいというような話というのが冒頭陳述などでされた方もいらっしゃると思いますが、分かりやすかったかどうか、そういったところで感想がありましたらお話いただければと思いますが。5番さん、どうぞ。

5番

激発物破裂罪という事件を担当しましたが、冒頭陳述で、また裁判官からも説明を受け、争いがなく、量刑だけが問題となるということだったので、とても流れ的には分かりやすくいけました。

司会者

8番さん、いかがですか。

8番

法廷を終えまして、評議室に帰りまして、その段階で私もよく量刑についての、裁判長さんと裁判官さんからの説明で、量刑についてのお話を詳しくしていただきました。

司会者

7番さんの事件は、被告人の共犯関係における立場とか役割というのが問題とな

ったようですが、冒頭陳述を聞いて、当事者の主張の違いとか、そういったところは  
はどうでしょう。分かりましたか。

7番

最初の頃はちょっと私のほうの理解が悪かったんですけども、ちゃんと分かるよ  
うに説明をしてくださいますして、よく理解できたかなと思います。

司会者

ありがとうございます。その後、証拠調べをしていくわけですがけれども、今調べ  
ようとしている証拠が、争点の関係でどういう意味を持つのかとか、意識されてい  
ましたか。聞いていて、こういう争点の関係で、こういう意味を持つ証拠なんだな  
と、お分かりになって審理に臨んでおられたかどうか、その辺りはいかがでしょ  
うか。

5番

自分が担当した事件では、僕自身は証拠調べのときにやはり一番初めにすぐ理解  
したかという、それはまた違うと思います。まず、何があつてというのを取りあ  
えず、自分の持っている紙に書いているというだけでした。書いたものは、評議が  
あるところで初めて、つながっていたというふうな印象があります。

司会者

争いのある事件で多くの証人を調べたケースもあるかなと思うんですが、その出  
てくる証人とか、そういった方が、この争点の関係で、どういう意味を持つのかと  
いうようなことがよく分かんなかった、あるいは調べてみて、後になってみたら、  
ああ、そういう証拠だったのかと分かったとか、その辺りのところは、いかがでし  
ょう。6番さん、どうぞ。

6番

証拠を示す前に、どういう意味合いがあるかというのは当然説明があつたと思う  
んです。それぞれありましたし、余り印象にないんですけど、一番初めの時点で、  
どういう筋道が立っているのかということも説明があつたのではないかなと思うんで

す。実際にはやっぱり我々経験のない裁判員が集まっておりますので、後で考えてみると、ああ、検察側はこんなにうまく整然と証拠を集めてきて、最終的なところで判断できるようにはなっていたなどは感じるんですけども、やっぱり事前にしっかりと、これは何のために必要で、どういうふうに生きていくのかというのを理解するということまでなかなか行けなかったのではないかなというふうに私も思います。

司会者

ありがとうございます。4番さん、どうですか。

4番

今のお話と重複するかもしれませんが、私が担当した裁判の証人は、医学的な感じのお話だったんで、内容というか、道しるべ、全体の流れは分かるんですが、専門用語が割と多かったなという感想はあります。でも理解はできたと思います。ただ、初めからはちょっと、難しい言葉だったんで、普通の人には多分分からないんじゃないかなという感想はありました。

6番

今の補足なんですけれども、一般の人に分かりにくいんじゃないかもしれないというのが今4番さんからありましたけれども、逆もまたあると思うんです。今回4番さんと私、6番が出席した裁判の場合、お医者さんの証言があったんですけども、学会なんかで発表するようなプレゼンテーションの類いのものと非常によく似たものだったんです。彼らの研究結果を、こういう実験をやって、こういう結果が出ていますよということなんですけれども、当然今4番さんおっしゃったように、一般の方はそういうふうなものを見る機会もなく、ぱっとそれを見せられて、理解するのはなかなか難しい。逆に、お医者さんといっても、半ば研究者のようなお医者さんだと思うんですけれども、彼らが一般人に対して分かるように説明をする訓練をさほど受けていない印象を受けました。もちろん大学の先生とかでもあるわけですので、学生に説明をすることは多くあると思うんですけども、我々のようなちよっ



と一般の学識のない者に一発で理解できるような、そのような説明の仕方というのはなかなか難しいのではないかというふうに思いました。もちろんそれは当然そうなんですけれども、裁判の証拠というのに当たってはその点も、恐らく証人側がそれを配慮するのは難しいと思いますので、裁判所側が何らかの分かりやすい方策を示すほうがよいのではないかなというふうに感じました。

司会者

専門用語のほかに、内容的に分かりにくいという・・・。

6番

言葉だけの問題でなく、内容自体も、そうですね。

司会者

裁判所としても、分かりやすくプレゼンテーションしてもらうような働きかけが必要だと、そういうお話ですか。

6番

はい、そういうつもりです。

司会者

恐らく5番さんもお医者さんのお話を聞かれたんじゃないかと思いますが、どうでしたか。

5番

その事件でお医者さんが確かに出るという場面はあったんですが、僕の場合は言葉を選んでいただいたという印象がとても多いです。いろんな方が出てきたんですが、専門的な言葉は僕のほうではなく、すぐ理解はできるといった形でした。ほかにもいろんな職業とか持っている方がいたんですけど、終わった後に話していく中で、あれが分からない、これが分からないといった言葉を交わすことはなかったんで、すぐに評議に行けたと思っています。

司会者

当事者の主張との関係で、このお医者さんは何を証言しに来たのかというような

ところはどうか。聞いておられた時点で理解されておられましたか。

5番

内容自体は分かっていたんですが、そのお医者さんの意見で何が変わるのかというのは、正直分からなかったです。その意見があったからといって理由にもならなくて、自分の意見が変わるといったことはなかったのので、果たして必要だったのかと考えると、自分の中では必要ではなかったのかなと思っています。

司会者

8番さんは、今聞いているこの証人というのはどういう意味を持つ証人なのかというようなことは、よく理解できていましたか。

8番

はい、よく理解できました。私たちの場合は、裁判員の人がかかなり質問をしたんですね。その証人の方に、又は被告人の方に。弁護士さんが仕上げてきた文書と検察の方が仕上げてきた文書がありますね。それ以外のものが、質問したことによって、いろいろ出てきたんです。そのいろいろ出てきたことによって、またその証拠が、こういうふうになっていくのねということが大きく展開していったように思うんですけど。そういうふうに記憶しています。

司会者

証人尋問に絞ってお聞きしますけれども、聞いていて、検察官あるいは弁護人の聞いていることの意味がよく分からないとか、こんなことを聞いて意味があるのかなとか、そういったようなことで何か感想を持たれたことはないでしょうか。

3番

初め証人の話を聞いて、次に被告人の話を聞いたんですけども、後から考えると、もうちょっと聞いておいたほうがよかったということも出てきて、その質問ができなかったというのはちょっと悔いがありました。

司会者

証人の話を聞かれるときにメモはされていましたが。メモされていた方は手を挙

げていただけますか。全員ですか。実際審理が終わってみて、メモをとってよかったと思われるのか、それとももっと審理に集中して聞いて、後で確認したいことは証言の録音・録画を見ればよかったなというふうに思われるのか、その辺りはどうでしょう。

2番

メモをとるんでも、肝心なところだけ書いているだけでした。肝心なところを忘れますんで、一応メモはとったほうが私はいいと思いました。

司会者

特に何かこの点で御意見ないですか。6番さん、どうぞ。

6番

当然裁判官から証言等を録音・録画して記録していることの説明はありました。それを十分理解してのことなんですけども、大体、皆メモをとっておりました。というのも自分の気になるところ、やっぱりメモしていくというのは必要だなと思う人が多かったようです。人によると思うんです。全くそんなこと必要なくて、聞いていて、集中したほうがよほどうまく理解できるという人もいるでしょうから、そういう人はとらなくていいと思うんですけども、大体我々は思うところを、だあつと書いておまして、その後、何と言っていましたっけとかいうのは評議の中でも話していましたので、とっておいてよかったなと個人的には思います。でも、それをとっている上でも、やっぱり裁判官のほうで基本的に全部録音・録画として記録をとっているんだというのがまず頭にありますので、安心して自分の必要なところだけメモできたというところはあるかもしれない。私が言いたかったのは最後のところだけです。

司会者

評議していく上でメモというのは役に立ちましたか。

6番

ええ、やっぱり役に立ちましたね。ここのところはどう言っていたかなというの

がやっぱりみんなで話してみても、あやふやなところもありますので、そのとき自分がメモとっていたのをもう一度見直したら、ああ、こう言っていたみたいですよという話；何度もありましたので。

司会者

評議の最中に、あの証人はどう言っていたのかなということでビデオを再生するとか、そういったことをされた方いらっしゃいますか。

6番

それは、我々のときはなかったです。

4番

ないですね。

司会者

それから、今度は証拠書類のことについてお聞きいたします。証拠書類の中には供述調書といって人の供述を聞き取って、それを書面にしたものがあって、そういったものの読み上げもあったと思います。一方で、証人として人の話を直接法廷でお聞きになられたということもあると思うんですが、それと比べて、供述調書で読み上げられたものを聞くのと、どうでしょう。

4番

それは、私の意見では、分かりやすく感じました。読み上げるのも、実際しゃべるのも、よく分かったと思います。

司会者

供述調書の読み上げとか、あるいは証拠書類の読み上げということで、聞いていてちょっと退屈してくるとか、そんなことなかったですか。

6番

我々の場合は、どちらかというとい供述調書のほうはよく分かりやすいんですけども、その後、証人が前に出てしゃべったりしているんですけど、いや、忘れまして、分かりませんとかが多くて；いまいち的を得なかったこともありましたので、

どちらかというといふ供述調書のほうがはるかに分かる感じでした。

司会者

最後に、証拠調べを踏まえて、検察官、弁護人からその争点について、どういう見方をするのかと、あるいは量刑について、どういう考え方でこういう刑を導き出すのかとか、そういったようなことをそれぞれ主張として出されるわけですけども、そういった論告、弁論を聞いて、分かりやすかったですか。どうでしょう。

2番

結論的には非常に分かりやすかったです。うまくまとめてありまして、我々の発言したこともちゃんと入っていますし、疑問のところは説明されていました。

司会者

自分の考えを整理する上で役に立ちましたか。ちょっとその内容がよく分からなかったとか、そういったことはありませんでしたか。

6番

分かりやすかったです。

司会者

検察官と弁護人の方から、質問があればどうぞ。

庄野検察官

検察官の庄野です。1点聞かせていただきたいのが、審理の中で被告人質問という手続があったと思います。その中で、検察官の質問について伺いたいんですけど、例えば長さとか、質問の内容について、過不足があったと感じられる方はいらっしゃいますか。ちょっと聞きが足りないんじゃないかとか、むしろここまで質問しなくてもいいんじゃないかとか、時間が長過ぎる、短か過ぎる、そういう印象を受けた方はいらっしゃいますか。

6番

聞いていて長いとは全く感じなかったんですけども、十分それぐらい聞けないうまいけないんじゃないかと思ったんですけども、もともと予定していた時間をオ

一バーすることがありましたね。ちょっと、もしかしたら時間を多くとらなければいけないのかもしれないんですけども、そういうことはありました。

司会者

ほかの方はいかがでしょう。

2番

標準がどのぐらいかというのはちょっと分かんないもんですから、我々聞いていてもそんなに長くは感じなかったし、余り短くもないし、ちょうどいいんじゃないかなと思いましたけど。分かるようになっていきますんで。

木村弁護士

一番初めに検察官と弁護人が事件の争点はこうだというふうに、争点はこうだとは言わないかもしれないけれども、殺意の有無だとか、量刑が問題なんだというふうに事実を踏まえて話してくれたと思うんです。これについて、この証人はこういうことを話すというふうに、これはもう恐らく書面上はある程度明らかになっていると思うんです。そういうことを頭に置いて証人の証言を聞きますと、非常に事件の様相が明らかになってくるんじゃないかというふうに思うんですけども、先ほど来の話だと、当初は証人の言っていることが事件とどういうふうに関連するのかがよく分からなかったような話がありましたけれども、結局何が不足していたんでしょうか。非常に一般的な話で申し訳ないけど。もう少しきちっと裁判所と検察官と弁護人が事前に打ち合わせをよくして、それで特に裁判員の方が理解しやすいように非常に争点を絞って、事実もできるだけ簡単明瞭に証言させるという努力をなさったと思うんですけども、ちょっとその肝心のところが行き届かなかったかなというふうを感じるんですけど、どういうところをもっとやってほしかったというふうに今考えられますか。

司会者

5番さん、どうぞ。

5番

先ほど自分のほうで、証人が何を言っているのかというのが後々で分かったという発言したの僕なんですけど、やはり初めて法廷に入るという上で、緊張していたという部分もたくさんありますし、またその場で用紙を渡されて、こういった流れでやりますといった感じで書いてあるんですけど、被告人の話やら弁護人の話、全ての話の聞くということに追われると、全てのことをいきなり理解するのがちょっと不可能というか、難しいと思いました。事前に、入る前に、ここを言うので、ここはしっかり聞いておいてください、又は今回の法廷では被告人のこういったことに関してやりますのでといった流れでやっていただければ、すっと入ったのかなと思います。法廷に入って、どれが重要なのかというのは、その場で、臨機応変というんですか、その場、その場で決めていったので、最初に言ったようにメモをしながら、メモをするというのは何か聞きこぼさないというんですか、そのようにメモをしまして、後々、あっ、これだという感じでやっていたので、なので一番初めに言うておいていただければ、すごく分かりやすかったのかなと思います。

木村弁護士

今の点は非常に大事な御指摘だと思うんですけども、裁判の手續として、評議というのは事後に行われるというか、ということなんでしょうけれども、今度こういう、次にこういう証人が出て、こういう証人が出るけれども、この人はこういうところが主要な、争点のこういうところが主要な事実を述べるので、よく注意してくれというような、そういう説示みたいなものを事前に裁判所がするということはあり得ないことなんでしょうかね、この手續では。

司会者

実際どうだったかということで、皆さん、いかがですか、今の点。要するにこれから証人調べをするといったときに、この証人についてはこういうところがポイントだから、そこを重視して聞いてください、そこに着目して聞いてくださいと、そういったような説明というのはありましたか。

5番

自分の事件では、そういったことはなくて、終わった後に各々が、あっ、ここはここに役に立つというふうに判断していったと思っています。

司会者

例えば証人調べしているときに、法廷で、その証人を申請した、例えば検察官が、この証人はこういったところで、こういった事実を立証する証人ですと、こういった点に着目して聞いてください、そういったような前振りといえますか、そういったのがされたということはありませんか。

2番

裁判長からは、何でもいから、とにかく気がついたことをどんどん、どんどん質問して出してくれということ、そういう先入観念は抜きでやってもらいたいようなことを言っていました。ですから、我々は全部そのときに出たときに、おかしいとか、何か質問事項があれば、もうどんどん出しました。とにかく普通よりすぐ出たという話を聞いていましたけど。

4番

検察のほうの証人で、研究者というか、そういう専門の人をなぜ連れてきたのかというその裏づけですか、そういうのは聞いていて、私は理解できました。検察官はなぜこの証人をここへ連れてきたのかなという、要するに裏づけをとるためというか、そういった流れは、私のやった事件では非常によく分かりました。

6番

事前の説明ももちろんありました。

司会者

事前の説明は、検察官からあったんですか、それとも裁判所からあったんですか。

4番

裁判長のほうからありました。

6番

続きになる感じなんですけれども、もちろん説明はあったんですけれども、初め



にそれを聞かされても、物を見る前だと、やっぱり我々経験もなく、漠然としたイメージしかないわけなんですね。それを結局事前には分からなかったとかいう話が私のほうからも少しあったんですけども、それは中身についての理解が追いついていったのがやはり証拠を示された後だったというところだというのが私の言いたかったところです。あと、ちょっと問題だったのが、先ほどこの辺が問題だというふうに言ったのは、先ほど4番さんからもありましたけれども、研究されている先生からの発表だったので、我々裁判員のほうは学識も、専門も、あと当然職業も全く違うような人間が集まっていますので、やはり理解のレベルというのが人それぞれ違うわけなんですね。みんながしっかりと理解できるような形でそれが出されていたかという、なかなか難しかったというのが先ほど言いたかったところです。当然それは裁判官のほうからも評議の場でフォローもありましたので、みんな理解はできたのではありますけれども。

横山裁判官

専門家証人の証人尋問のやり方なんですけど、それというのはまず専門家証人のほうからプレゼンテーションみたいに説明があって、それから質問するという形式だったのか、検察官なり弁護人なりが1問1問、質問をかけていって、その質問に対して専門家証人が答えていくという形だったのか、それはどちらだったんでしょうか。

6番

後者もあったんですけども、今私と4番さんが話していたのは前者ですが。

横山裁判官

そうすると、やっぱり専門家証人にプレゼンテーション方式で話していただくと、なかなか話がこなれていない証人の方だと分かりにくいことがあるけれども、やっぱり検察官とか弁護人が質問して、それに答えてもらうという形だと、それよりは分かりやすいときがあるという理解でいいんですか。

6番

いや、そうとも限らないと思います。

横山裁判官

どういうふうなやり方をしていれば、もうちょっと分かりやすかったとかいう、特に御提案とかないですか。

6番

なかなか難しいとは思いますが、実際のところは。やはり受け手である裁判員側と発信側である証人側、この場合は大学の先生ですけれども、その間に言葉の壁ではないんですけれども、認識と理解の、多分量とか、そういうものじゃなく、方法自体が壁があると思うんです。そういうところをうまく翻訳できるような立場を検察側なり、弁護側なり、裁判官側なりが担っていただかないと難しいのではないかと思います。具体的にそれがどうかというのはなかなか難しいんですけれども、一度、例えば証人としてプレゼンテーションを大学の先生なんか任せてしまうのではなく、それを一度作っていただいたものを検察側が、例えば検察側でも十分理解できているような形にまでしてもらったらいいのかなとか思うんですけど、なかなか難しいと思いますけど。

司会者

それでは、次に、評議の在り方のテーマに入りたいと思います。まず、皆さんにお聞きしたいのは、評議に入る前に、論告、弁論を聞いて、争点について、自分の考えはある程度まとまっておられましたか。どうですか。

6番

人によると思うんですけど、私自身は全く真っさらな状態で臨もうと意識しておりましたので、その状態で入りました。ただ、人によってどうだったか分からないですね。中には、いや、こうだという考えではないかなと思うような裁判員の方もおりましたけども。

司会者

ほかの方がいかがでしょう。要するに評議に入る前に、もう既に争点が示されて、

そして証拠調べを終わって、検察官、弁護人から論告、弁論で見方が示された。それを聞いて、自分なりの考えといいますか、争点についての判断といいますか、そういうのがある程度できていたかどうかということです。

2番

我々のほうは、殺意があるかどうかというのが最大の争点になりまして、それでいろいろ考えてみて、私なりにはその考えを持っていました。

司会者

ありがとうございます。それでは、評議について、何でも結構ですが、話しやすい雰囲気だったのか、それとももっと議事進行などでいろいろ工夫すべき点があるのではないかと、そういったことで、何でも結構ですので、御意見いただければと思います。

8番

私が体験した裁判では、裁判員の方が、先ほど申し上げたように、法廷でもいろいろ被告人の方、それから証人の方に質問をたくさん投げかけて、その中からたくさんの気持ちと事実を引き出したわけなんですね。それで、それを持ち帰った評議でも皆さんが活発に意見を出し合いまして、私もすばらしかったなって今でも思っています。

司会者

ほかの方いかがでしょう。3番さん、いかがですか。

3番

私たちのときも評議の時に意見がいっぱい出まして、有意義にできたと思います。

司会者

4番さん、いかがでしょう。

4番

私は、評議に入る前、事前ですよ、8割、9割は一応私の頭の中では決めることができました。

司会者

それは、争点の設定とその後の証拠調べ、その流れの中で自分の考えが形成できていったという、そういうことでしょうか。

4番

はい。私自身も、そういったものもいろいろ考えて、判断できたと思います。

司会者

評議の進め方について、何かこういうふうにしたらもっとよかったんじゃないかというような御意見持たれた方いらっしゃいませんか。

6番

こうしたらというわけじゃないんですけども、我々、ほかの裁判もそうなのか、多分そうだと思うんですけども、我々のときは活発に評議の中での議論を続けながら、裁判の議事が進んでいくに従って、ホワイトボードを使って、それまで明らかになった点、あと明らかにこの後していかなければいけない点というのをまとめていってもらっていたんです。裁判官のほうで直接書いてくださって、我々が意見を出し合っただけという感じだったんですけども、あれがとても分かりやすかったと思うんです。多分ほかの裁判でも同じような進め方されていると思うんですけども、その点はよかったなと思います。こうすべきという点ではないんですけども。

司会者

5番さん、いかがですか。

5番

評議の流れに関しては、進め方はとてもよかったと思います。私は、自分の意見を持ちつつ、何か自分が知らないというか、取りこぼしていた意見をまた聞くといった形でずっとやっていってました。

司会者

7番さん、どんなことでも結構ですので、何か評議について、こういうことを感じたとかというようなことがあれば、お話しいただければと思います。

7番

私たちの事件のときに、評議については、皆さんが意見をいろいろ、一人一人皆さん言いまして、そして皆さんの意見をいろいろ聞いてみて、そしてその中からこういうの、量刑とか、そういうの、大体裁判官さんの人たちがいろいろ説明してくださって、それで議論を進めていきました。

司会者

端的に聞きますが、裁判官に誘導されたといえますか、あらかじめこういう結論を裁判官が考えておって、それに向けて巧みに皆さんの議論をリードしていったという、そういうような印象を持たれた方いらっしゃいませんか。

6番

ないですね。

(他の出席者からも「それはない」との発言があった。)

司会者

量刑の考え方について、行為を中心に見て行って、それから一般情状、反省とか、そういったようなことも加味して刑を決めていくと、こういったことというのほどの段階で皆さんお分かりになったのですか。要するに評議に入って初めてそういう説明を受けたのか、それとももっと前の段階で、何か審理の中で、あるいは検察官、弁護人のほうから、こういう考え方で刑というのは決まるという説明があったのか、その辺りはどうでしょう。

6番

評議に入ってからだと思います。

4番

検察官、弁護人からの説明は、はっきりはないと思います。審理の途中、審理の間にという理解だと思うんですけど、ただ検察のほうで例えば懲役何年とか、そういうお話があります。そのあれ・・・。

6番

求刑ですね。

4番

求刑ですね。そのときに、ああ、そうなんだ、えっ、そうなのかなというのはいちよつと感じました。

司会者

そうなのかなというのは、どうしてそういう求刑をするのかというその理屈といえますか、その辺りのところですか。

6番

説明がなかったからだと思いますね。

4番

だと思います。説明がなかったから。

司会者

検察官からの説明はなかったということですか。

6番

求刑に対して、なぜこの刑期が求刑されているのかという詳しい説明は・・・。

4番

なかったと思います。

6番

実際、そうですね。量刑を決めていく段階では、その後、評議に入って、裁判官側から、言ってみれば相場を大体示してもらおうようなことがあって、その上で議論は当然していったんですけれども、それ以前はなかったように思います。

司会者

裁判官からその量刑の基本的な考え方、さっき私が言いましたけど、行為を中心にして考えていくとか、そういったような説明というのは皆さん受けられましたか。

6番

裁判官からですね。評議の中で。

司会者

その説明を聞いて、何か感じられたということはないですか。

4番

落としどころというか、求刑、検察の求刑が、例えばですよ、8年っていった場合、その8年が、私個人ですけど、8年が重たい罪なのか、軽いのか、その辺の何かちょっと違和感はありましたけど。

6番

判断つかないところですね。

4番

ええ。その8年が本当に正しいのか正しくないのかという、そういう疑問もちょっとありましたけど。

司会者

検察官の求刑の意味について、何か裁判所のほうから説明があったということはありませんか。

2番

検察官のは重いんだよという話は聞きました。弁護士は低いんで、検察官は最高というんですか、そういう高い求刑はしますよというその話は出ました。

6番

検察側が示している量刑についての、求刑ですね、求刑している量刑についての説明は、直接それはなかったんですけども、先ほどちょっと私、相場と言いましたけれども、比較的近い判例、近いケースでの判例ですね、それを幾つか示していただいて、このときはこういう判決が出ていますねというのを幾つかのケースを説明してもらって、それで判断、それぞれ個々が判断して、それを最終的に集約したという感じでした。

司会者

時間が足りなかったとか、あるいはちょっと時間をかけ過ぎたとか、その辺りの

ところ、評議の時間について何か感想を持たれたことございますか。

5番

評議の時間帯、本当にぴったしだったと思います。ただ、裁判官から話していたんですけど、もうちょっと早く終わるかもしれないという話はずっとしていたんですが、自分たち裁判員がもうちょっと、まだ納得しないところがあるといったことで、予定と同じ時間になったと思っています。なので、よかったです。

司会者

十分に議論できた。

5番

はい、そうです。

司会者

もうちょっと議論していたかったという方いらっしゃいませんか。

6番

我々のときは、1日、2日余ったと思うんですけども、逆に余らせても、そこまでに十分我々審議できたという印象を持っています。

司会者

ほかの方がいかがでしょう。何でもいいですよ。その評議について、御感想、御意見あれば。どうですか。

3番

計画どおりにいっていたんで、特に長くも短くも感じなかったです。

司会者

報道機関の方から質問があれば、どうぞ。

毎日新聞

冒頭陳述についてなんですけども、6番の方だと思うんですが、検察側と弁護側でちょっと分かりづらい、説明等が分かりづらいというようなことをおっしゃっていましたが、例えば5番の方の事案だとか7番の方の事案というのはちょっと入り



組んだ事案だったと思うんですけども、どうでしょう。そこら辺で弁護側、検察側、分かりやすいな、分かりづらいなというのってありましたか。

司会者

5番さん、どうですか。

5番

内容自体は、とても分かりやすかったんですが、検察官のしゃべるスピードがとてもゆっくりで、分かりやすかったのに対して、弁護人の話はちょっと早かったようには感じます。ただ、内容自体は頭にすっと入ってきたので、特に問題はなかったのかなと僕のほうは思っています。

司会者

7番さん、いかがですか。

7番

私たちも別に違和感はなかったです。

6番

5番さんに私から聞いてもいいですか。私この発言したときに、一番初め、冒頭の論述の説明資料のクオリティーに差があったという話をしたと思うんですけども、そういうことってありませんでしたか。検察側と弁護側の説明資料というのは余り変わらなかったですか。

5番

説明資料は、確かに内容は違ったんですね。まず、フォーマットが違うという時点で、見づらいということは見づらいですね。両方とも統一していただければ、すぐぱっと入ってきたんですが、ただ内容自体は両方ともしっかり書いていたので、僕は大丈夫でした。

6番

ありがとうございます。

毎日新聞

それに付随してというところなんですけども、実際自分がその大きな裁判の中で、どの局面で何をしているのかというのは分かりましたか。判決に向かって、どれくらいのスパンの中で、この自分がやっている作業というのがどういう意味を持っているのかというのは一つ一つ分かって、この裁判所に来ていらっしやいましたか。先ほどたくさん証人が来ていて、なかなか分からなかったということをおっしゃっていましたが、分かったかなというところがちょっと、一つ一つの位置づけというのがなかなか難しいんじゃないかなと思ったんですが。

6番

御質問の本当に意味するところがなかなか難しいところだと思うんですけども、基本的にみんなが今自分がしている作業についての認識というものはしっかりしているというふうに私は思いましたね、そのときには。少なくとも我々の裁判のときには。我々の中で分かりにくかったというふうな意見を出したというのは、全体の自分のやるべき作業が分からないとか、そういうところではなく、示されている証拠を理解するのにちょっと努力を要する点があったとか、そういう点だと思います。少なくとも私が言っていたのはそういう意味です。

朝日新聞

裁判員を経験されて、裁判に対する考え方というのがどのように変わったのかというのは何かございますか。

2番

テレビの裁判の、これは二、三日前にもありましたけれども、そういう裁判に非常に関心を持つようになりまして、たまたまその裁判の中身でやっていたら、我々、被告人とか証人には質問できるんだけど、裁判官とか弁護人にはしないでくれという話がちょっと出ていまして、テレビでこうやってやっていると、ああ、違うよ、違うよ、これはこんなことないよとあって、そういうのが指摘できるという非常に関心が強くなりまして、テレビを見ていてもおもしろいです。

朝日新聞

テレビというのはドラマとかの法廷のシーンが実際とはちょっと違うだろうということが分かるようになったということですか。

2番

そうですね。検察官が前に立って、被告人の前に行って、話したり、何かこんなことはしていないよなんていう、そんな話もみんなにしてみたり、見ながら。意識は、ものすごく関心持つようになると。

朝日新聞

その点に関してなんですけど、テレビのニュースだったり、新聞の裁判の記事だったり、そういったものを見るときの見方というのは何か変わったりはしましたか。

2番

もう前とは全然違います。真剣に何か考えるようになりました。見ている。それは間違いなく違います。

司会者

裁判員裁判を経験して、何か変わったところがあるかという御質問ですが、どうですか。

5番

まず、新聞に関して、やはり地方裁判所とか、そういったものというのはやはり小さい記事、比較的小さいところだと思うんですけど、そこまで隅々まで見るようになったなというのはすごく感じます。あと、いろいろな証人が出てくる中で、いろんな人の意見を聞くといった場面がありまして、それは仕事に関してもつながっているのかなと思います。先輩だったり後輩だったりとか、またはいろいろかかわっていく中で、この人はどういった考えをしているんだろうというのを前よりもゆっくり聞けるようになったのかなと思っています。

4番

今の質問とちょっと違うかもしれませんが、私この裁判員裁判に選ばれたときに一番感じたのは、一人の人間として、裁判を進めている間に感情とか、そういうも

のというのは出しちゃっていいものか、それとも、もちろん冷静にいろいろ判断しなくてはいけないんですけども、その辺がちょっと、一人の人間として、人が人を裁くという、意味合いがちょっとおかしいかもしれませんが、その辺の緊張感とか、やっぱり被告人も、例えば被害者の方も、いろいろ人生しょっているものがあるんで、その辺の真剣さというのはやっぱり体験してみないと分からないなど、それはつくづく思いました。

司会者

これで意見交換会を終わりたいと思います。今日は、本当にどうも貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。今日皆さんのお話しされたようなことも踏まえまして、今後の裁判に生かしていきたいと思います。